

【サービス別】各種委員会、研修及び訓練の実施回数について

		訪問系サービス ※ 1	通所系サービス ※ 2	短期入所・多機能系 サービス ※ 3	居住系サービス ※ 4	施設系サービス ※ 5	備考
委員会	身体拘束等適正化検討委員会	—	—	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	・他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えないが、委員会の開催に当たっては、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録すること。 ・「定期的に開催」について、具体的な頻度の規定はないが、開催時期等を定め、年1回以上定期的に開催すること。
	虐待防止検討委員会	定期的に開催	定期的に開催	定期的に開催	定期的に開催	定期的に開催	
	感染対策委員会	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	
	事故防止検討委員会	—	—	—	—	定期的に開催	
研修 ※ 6	身体拘束適正化研修	—	—	年2回以上	年2回以上	年2回以上	
	虐待防止研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	
	感染対策研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	
	B C P 研修	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	感染症B C Pの研修は、感染対策研修と一体的に実施可
	事故防止研修	—	—	—	—	年2回以上 及び新規採用時	
訓練	感染対策訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	
	B C P 訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	感染症B C Pの訓練は感染対策訓練と、災害B C Pの訓練は防災訓練と 一体的に実施可

※ 1 …訪問介護（総合事業含む）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・隨時対応訪問介護看護

* 居宅療養管理指導に係る虐待防止委員会、虐待防止研修、B C P 研修及びB C P 訓練は、令和9年3月31日までは努力義務

* 居宅療養管理指導、居宅介護支援及び介護予防支援に係る感染対策委員会は、事業所の従業者が1名であって、感染予防のための指針が整備されている場合は、開催しないことも差し支えない。

※ 2 …通所介護、地域密着型通所介護（総合事業含む）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

* 地域密着型通所介護のうち療養通所介護事業者は、上記に加え、安全・サービス提供管理委員会を概ね6月に1回以上開催すること。

※ 3 …短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能型居宅介護

* 身体拘束等適正化検討委員会及び身体拘束等適正化研修は、令和7年3月31日までは努力義務

※ 4 …（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

※ 5 …介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

※ 6 …他の研修と一体的に実施する場合であっても、それぞれの内容について研修したことが分かるように記録すること。また、上記研修以外にも、取得している加算の要件として実施が求められている研修

(看取りに関する研修、入浴介助に関する研修など)については、計画的に実施すること。